

長野県介護ロボット導入支援事業案件選定委員会審査要領

制定 平成30年8月30日

改正 令和3年6月17日

1 審査項目

審査は、次の各項目につき、それぞれの着眼点に沿って行う。

・介護ロボット

審査項目	着 眼 点
導入効果（見込）	・導入効果を具体的に想定できているか
課題の分析・ 目標設定	・施設の抱えている課題・問題点の整理・分析ができているか ・導入予定の介護ロボット以外の機器との比較検討を行っているか ・問題解決・目標達成のための適切な機器選定となっているか ・実際に機器を使用する者（介護職員等）の意見を活かして計画を策定しているか
導入体制	・導入の担当者、チーム体制を整備できているか（1人の担当者まかせにならないか） ・導入に対して、目標を達成するための具体的なスケジュールを検討しているか ・導入後のケア方法の見直しを考慮しているか ・導入にあたり、使用方法の職員の習熟・教育・研修等はどのように行う予定か（マニュアル整備等）
効果検証	・効果検証の方法は妥当か ・効果検証のための体制を整えているか
改善の取組	・効果検証の結果を活かして、業務改善を行える計画となっているか

2 審査基準

各項目について、事業実施上の問題はないか、委員毎に総合的に判断し、「適切」か「不適切」の2通りに分類する。

3 協議

「不適切」とした委員がある場合には、全員協議の上、委員会としての結論を出すこととし、委員会において不適切と判断された場合は、他の項目の如何にかかわらず不採択とする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、審査にあたって必要な事項は、委員長が定めるものとする。